

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

災害発生時において、人命救助と全容把握のためにも被害の第一次情報等正確な情報は不可欠であります。そこで、人的被害についてはどのように情報を収集し公表することになっているのか、内閣府に伺います。

○政府参考人（海堀安喜君） お答え申し上げます。

防災基本計画におきましては、市町村が人的被害の状況を収集し、把握できた範囲から直ちに都道府県に報告するものとされており、都道府県においては、市町村等からの情報を収集するとともに、収集した情報を総務省消防庁へ報告するものとされており、

特に、人的被害の数につきましては都道府県が一元的に集約、調整を行うものとされており、その広報を行う際には市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとされており、

○吉川沙織君 今内閣府から答弁ございましたとおり、人的被害の数については防災基本計画に記載がある、これが原則ということでしょうか、

○政府参考人（海堀安喜君） そのとおりでございます。

○吉川沙織君 今ほども答弁ございましたが、人的被害についての情報についての原則はあくまでも防災基本計画に記載があるとおりです。

ここに書いてある内容で今内閣府から答弁があったのは一点だけであって、ほかに何が書いてあるかといいますと、人的被害の数では都道府県が一元的に収集、調整を行うとされています。あわせて、当該情報が得られた際は、都道府県は整理、突合、精査を行い、広報は都道府県が適切に行うものと明示をされています。

これらの意味するところについて、内閣府に伺います。

○政府参考人（海堀安喜君） 全人的被害の数を都道府県が一元的に集約、調整を行うことについては、平成二十七年七月の防災基本計画の改定で明文化されました。

この背景は、平成二十六年八月の広島土砂災害あるいは平成二十六年九月の御嶽山の噴火の災害の際に、行方不明者数等につきまして、発災から数日間、警察、消防の情報に違いがあったということを踏まえまして、人的被害の数を集約する主体を明確にし、市町村から被害報告を受ける主体を都道府県に一元化するものとしたものでございます。

また、人的被害の広報につきましても、平成二十九年の四月で明文化されたものでございます。

これは、平成二十八年四月の熊本地震で市町村が先に先んじて行方不明者数の公表をしたことにより混乱等が生じたことから、人的被害の数の情報を一元的に集約、調整する都道府県が、広報についても市町村と綿密に密接に連携しながら適切に行うこととしたというものでございます。

○吉川沙織君 今の御答弁からしますと、防災基本計画に人的被害の数等については都道府県が最終的に一元的に公表を行うとされたのは、近年の災害の反省を踏まえてということになります。

そこで、北海道胆振東部地震における情報公表に関して伺います。

政府は今回、関係機関から報告された被害状況を独自に取りまとめ死者数を発表したものの、北海道が取りまとめた情報と残念ながら食い違っており、二度にわたって訂正する事態となりました。防災基本計画によれば、先ほどから申し上げましたとおり、災害による人的被害を認定するのは市町村、市町村からの情報を一元的に集約し、公表するのは都道府県です。本件につきましては、十月三十日、参議院本会議の代表質問において総理にお伺いしましたところ、総理から、災害時においては国と地方公共団体が緊密に連携した対応が重要であると認識していること、今後は、都道府県が公

表した被害状況も踏まえ、より正確な情報発信に努める旨答弁いただきましたが、北海道胆振東部地震における政府の情報公表については、防災基本計画の想定する情報公表の枠組みから残念ながら少し外れたものと言わざるを得ません。

今回の件に関し、政府として検証した上で防災基本計画の見直しを行うべきではないかと考えますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（山本順三君） 地震発生当初、官房長官は、災害死の可能性のある者を含めて、警察庁、消防庁等から内閣官房に連絡された数字をもって北海道胆振東部地震における死者数として発表しております。これは被害規模の早期把握の観点から行われたものというふうに承知をいたしております。当初の発表は四十四名ということでございますけれども、これは北海道警察が把握した数字でございます。同時に、その基本計画に基づいて、実は警察庁からも内閣官房の方に直接数字が連絡されるということにも相なっております。そこに若干のそこがあったのかというふうに思っておりますけれども、先ほど政府参考人者が説明いたしましたとおり、自然災害における死者数は防災基本計画において最終的には委員御発言のとおり都道府県において取りまとめることとされております。そのため、政府といたしましても、最終的には死者数として判断され北海道庁が

公表した死者数を北海道胆振東部地震の死者数として発表しているところでございます。

いずれにいたしましても、災害時の政府の対応については不断の見直しを行っているところでございまして、今後は、都道府県が公表している情報を踏まえて、より正確な情報発信に努めてまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 今伺いましたのは、今回の検証をした上で防災基本計画を見直されるおつもりありますでしょうかでしたから、政府参考人でも結構です、いかがですか。

○政府参考人（海堀安喜君） 今の大臣の御答弁で申しましたように、今後、この状況を踏まえまして正しい情報発信を進めてまいりたいというところで、現時点で計画を見直すということを決定しているわけではございません。

○吉川沙織君 見直しを行わないのであれば、政府としての災害時における情報公表に係る方針を今回の件も含めて明らかにし、都道府県と災害時の情報公表の在り方について、今回の反省を踏まえ、ある程度共有しておく必要はあると思うんですが、いかがですか。

○政府参考人（海堀安喜君） 先ほど来御説明させていただきましたが、既に防災基本計画には災害の死者数は最終的には都道府県が公表した数をもって発表するということが決められております

ので、それを我々としては取り扱っていきいたいというふうに思っております。

○吉川沙織君 昨今の災害を踏まえて、人的被害の数については都道府県が一元的に収集、調整、それから整理、突合、精査、広報も都道府県が行うと明記された意味を重く捉えて、今後は是非今回の件を踏まえてやっていただきたいと思えます。

そこで次に、北海道胆振東部地震、西日本豪雨の共通課題でもあります。非常用電源の在り方について伺います。

私は、平成二十六年八月二十八日の当委員会の質疑において、非常時に重要な情報伝達を担う防災行政無線の非常用電源の整備状況について、総務省消防庁としては要請をしているけれども、把握をその当時はされていない、把握をしてはいかがですかと申し上げましたが、その後どのような調査が行われたのか、消防庁に伺います。

○政府参考人（小宮大一郎君） お答えいたします。

防災行政無線の非常用電源の整備状況につきまして、平成二十六年の十月時点で調査を実施しております。その結果は、親局の九九・七％、中継局の九九・九％、屋外スピーカーの九九・六％で整備済みでございました。

この調査の結果を踏まえまして、消防庁では、平成二十七年の四月に地方公共団体向けの通知を

発出いたしましたして、非常用電源を整備していない場合は早急に対策を講じるとともに、非常用電源を整備している場合にあっても、その非常用電源の使用可能時間を十分に確保することを要請いたしました。

また、非常用電源の整備につきましては緊急防災・減災事業債の対象としておりまして、財政措置の面からも引き続き地方公共団体を支援をしたいと思います。

○吉川沙織君 非常用電源整備されていたとしても、今回の西日本豪雨、例えば愛媛県大洲市では防災行政無線、二十四か所あったけれども十か所以上が水没してそもそも使えなくなつたなんということがありますので、その点から少しお伺いしたいと思います。

平成二十六年十月は、二十六年八月の質疑を受けて防災行政無線に関する非常用電源の緊急調査をやっていたというところでございましたが、その翌年からは、一般の各種災害を踏まえ、消防庁として、平成二十七年十一月以降は、地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果、これを毎年大体十一月から十二月にかけて公表していただいていると承知をしています。この調査結果について一個一個伺います。

まず、市町村における非常用電源の整備率、数

のみ伺います。

○政府参考人（小宮大一郎君） お答えいたします。

市町村の災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の設置状況につきましては、平成二十九年六月現在で千五百七十九団体、九〇・七％が整備済みとなっております。

○吉川沙織君 非常用電源自体は、今御答弁ございましたとおり、九〇・七％整備がされているということでございます。

次に、今、整備済み団体おっしゃっていただきましたが、非常用電源整備済み団体のうち使用可能時間を七十二時間以上としている団体について、数を伺います。

○政府参考人（小宮大一郎君） お答えいたします。

七十二時間以上の団体は五百九十八団体、三七・九％となっております。

○吉川沙織君 今、二つお伺いしました。非常用電源を市町村において整備している団体は九割超えています。ただ一方で、七十二時間以上使用可能としている団体数になると一気にその割合は低下をして、三七・九％にまで下がってしまいます。

同じ調査の中にこういう問いもあります。非常用電源の使用可能時間について、七十二時間以上の使用可能時間を確保していない九百八十一市町

村のうち六百六十七市町村が対策の予定なしとされていますが、その理由について消防庁としてどう分析されておられますか。

○政府参考人（小宮大一郎君） お答えいたします。

非常用電源の使用可能時間が七十二時間未満である団体のうち、今後対策の予定なしとしている理由につきましては、設置に多額の費用が掛かる、また設置するスペースがない、また庁舎自体の建て替えを現在検討しているといった事情があると承知しております。

○吉川沙織君 多額の費用、スペース、建て替え予定、それぞれございましたけれども、なぜこの問いを立てたかといいますと、平成二十八年二月に内閣府は大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きを改定して、その中に、「近年の災害教訓を踏まえた見直し」、先ほどの防災基本計画も近年の災害教訓を踏まえた見直しで人的被害の数については都道府県が一元的にとこの数を入れたと承知していますが、ここに「人命救助の観点から重要となる」時間の非常用電源の確保を推奨」ということが新たにこれも加えられて、七十二時間というのがやっぱり大きなポイントとなつていると思います。

そこで、それがかなわないときに備えて消防庁は通知出しておられます。停電の長期化に備えて

燃料販売事業者等と優先供給に関する協定を締結しておくなど、災害対応に支障が出ないよう準備することが望ましいとし、昨年十二月一日にも通知を出しています。

では、この協定締結はどの程度進んでおられますか。

○政府参考人（小宮大一郎君） お答えいたします。

非常用電源用の燃料などの備蓄に向けた燃料販売事業者などの優先供給に関する協定の締結状況につきましては、現在把握しておりませんが、重要インフラの緊急点検などを踏まえました取組の一環といたしまして今後調査をしていきたいと考えております。

○吉川沙織君 今、協定締結状況を把握していないとの御答弁でしたけれども、今後の非常用電源の整備状況の調査の項目に、今調査したいという旨おっしゃいましたけれども、毎年調査しているんであれば、これに協定締結の状況なんかも項目として追加して、燃料確保見込みも把握すべきではないかと思いますが、見解合いますでしょうか。

○政府参考人（小宮大一郎君） そうした方向で検討してまいります。

○吉川沙織君 仮に非常用電源が整備されても、適切な設置、場所の問題も先ほどもありましたけれども、適切な設置、燃料確保が行われていなければ

ば本来の役割を果たすことができません。これらの用途が立っていない市町村に対し、どんな働きかけを消防庁として行っていくおつもりでしょうか。

○政府参考人（小宮大一郎君） お答えいたします。

今後の非常用電源の整備に向けた取組につきましては、今後、重要インフラの緊急点検などを踏まえて、平成三十二年までの三年間で集中的に講じられます防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の一環として、非常用電源の整備やその稼働時間の確保について地方公共団体の取組を強く促すことと考えております。

具体的には、先ほど申し上げました燃料販売事業者などの優先供給に関する協定の締結状況の調査に加えまして、今後の対策の予定などにつきましても更に詳細な調査を行うこととしております。こうした調査の結果を踏まえまして、緊急防災・減災事業債の活用も改めて促しながら、更なる整備の促進に取り組んでまいります。

○吉川沙織君 今の御答弁の中で重要インフラの緊急点検、それから国土強靱化という言葉並びましたけど、最後に来たのが、今までもう何回も、十年答弁いただきましたが、緊急防災・減災事業債の対象事業であることからその活用を検討すること、いろんなところにも繰り返し記載を

されていますし、そういう御答弁も当委員会含めいろいろいただいてきました。ただ、現実的にこれまでと同様の対応で進んでいなかったという事実があります。

昨日、総務委員会で、総務大臣は所信で、「非常用電源の整備などを推進し、消防力を強化します。」と、他委員会ですけれども発言されています。これ、地財措置以外に本当に対策講じないと前になかなか、地方財政厳しい折、進んでいかないと思うんですが、具体的に何か今お考えありますか。なければいいです。

○政府参考人（小宮大一郎君） 現時点で緊防債以外の財政支援というのは考えておりませんが、先ほどの繰り返しになりますけれども、今回の調査の中で、三十二年までの間にこうした整備を行うことができないという理由について詳細に調査をいたしました上で、私どもの方からもしっかりとヒアリングなどをいたしまして、しっかりと取り組んでいただくように強力に進めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 立法府の側からしっかりとチェックしていききたいと思います。

次に、前回は質疑を行いました。市町村の防災体制について伺います。

国民の生命、身体を守る情報提供も、体制が充足していなければ十全にはかえません。災害時

には地方公共団体が大きな役割を担いますが、果たして市町村の防災体制は充足しているのかどうかについて何年もお伺いし続けましたところ、ようやく防災部門の職員数について調査をいただけるようになりました。

八月二日の当委員会でも取り上げましたが、四割の団体において防災部門の職員は一人から四人三割の団体がゼロです。西日本豪雨の際、愛媛県宇和島市では六名の危機管理担当職員が対応されていましたが、市民からの電話対応に追われ、結果、緊急性の高い避難指示は出されず、十二名の方が犠牲になりました。

災害時における行政需要に応じた適切な人員配置が実際に地方公共団体においてなされているのか、災害対応を行う職員の確保は十分なのか、内閣府防災担当、把握されていますか。

○政府参考人（海堀安喜君） 前回の八月にも先生から御質問いただきました、その際も申し上げましたが、公共団体が災害の応急対策を行うためには、まず必要な防災体制、人員を確保する、専任の防災職員を置くということが非常に重要だということふうに考えております。そういった観点で、今ほど先生からお話あったような調査の結果を先般御披露させていただいたことでございます。

その上で、他の部局を含めまして応援・受援体制を確保すること、全体で防災力の向上を図ると

いうことを我々としては推進しているということところでございます。

○吉川沙織君 全体として体制を前に進めたいという思いは分かるんです。でも、やっと防災担当の職員数が調査をいただいて出てきた結果、三割の自治体で担当職員がゼロであるということが分かって、じゃ、分かった以上は、行政需要に応じたこれが適切な人数と言えるのか、災害対応を行う職員数がこれで確保されていると言えるのかという観点でお伺いしていますので、内閣府防災担当としては、これは把握されるおつもり、防災職員がこれだけしか充足していないというのが明らかになって、受援体制を整えることも大事なんですから、実際、それが適切な配置なのかどうかというのは内閣府として把握されるおつもりありませんでしょうか。

○政府参考人（海堀安喜君） 既に今総務省さんの方で実施されている調査と調整を図ることが必要だと思いますが、引き続きその把握に努めたいということふうに思っております。

○吉川沙織君 これについては、本当に今もう各地、もう何年も前からこれについても質問させていただいておりますけれども、やっと職員数が出てきた、じゃ、それが適切な配置なのか、足りないのであれば国としてできる方策はないかと探っていくことは大事なことだと思いますので、引き

続きお伺いしていきたいと思えます。

大臣所信で、内閣府は中央防災会議の防災対策実行会議の下に平成三十年七月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループを設置したと承知をしております。十月十六日の第一回ワーキンググループで配付されたワーキンググループで検討すべき論点案との資料四、十四ページでは、住民の避難行動について正常性バイアスとの関連を示していただきました。西日本豪雨における住民の避難行動と正常性バイアスとの関係について、内閣府の認識を伺います。

○政府参考人（海堀安喜君） お答え申し上げます。

平成三十年七月豪雨では、行政などからの災害リスクや防災情報など多種多様な情報が事前に提供、発信していたものの、甚大な被害が発生したということふうに認識をしております。

今先生お話ありました第一回ワーキングでも、これまで被災した経験がなかったなど、自分は大丈夫という正常性バイアスにより避難行動を起さずタイミングが遅れ、周辺環境が悪化するまで避難行動を起こせていないというような課題が示されたところでございます。

ワーキンググループでは、委員の方から、正常性バイアスを乗り越えて自ら避難行動を取ってもらうために、避難しなかった理由を読み解いてい

くことが必要という御意見などもいただいているところでございます。

○吉川沙織君 八月二日の当委員会におきましても、正常性バイアスについて久方ぶりに取り上げました。人間には情報を獲得してから行動に移すに当たっての大きなバリアがあるという特性があるとの指摘もなされています。このような災害時の心理的バリアを乗り越え住民が避難することこそが合理的な選択だと、選択できる環境を整えることがある種行政の役割でもあるかと思いますが、認識をお伺いいたします。

○政府参考人（海堀安喜君） お答えします。第一回ワーキンググループで、正常性バイアスが避難行動を妨げたのではないかという課題について、委員の先生からは、災害発生の危機を直感的に伝える工夫、あるいは、災害を我が事として捉えるなど避難行動を起こすまでのハードルを下げるための取組を実施すべきではないかというような御意見をいただいております。

また、正常性バイアスを乗り切り自ら主体的な行動を取るためには、情報を充実化するだけでなく、受け手である住民の姿勢を改めていくことが必要であるというようなこと、あるいは、ハザードマップで示されたリスクが現実起こるリスクであるということを広く実感を持って伝えることが大事だというような御意見もいただいている

ところでございます。

引き続き、住民の避難行動を促すための対策についてワーキンググループで御議論いただき、その結果を踏まえて、関係省庁とともに対策を検討してまいりたいというふうに思っております。

○吉川沙織君 これまで、東日本大震災でもそれ以外の各種災害でも、例えば防災行政無線から命令口調でこれは逃げないと命に関わると感じ取った住民の方が自ら避難をされた例なんかもありましたが、これら住民の傾向や性質は地域差がないとは言えないと思います。地域によって避難行動に有効な情報の伝え方に差があるということも考えられなくはありません。

政府として、どのようなケースでどのような手法が効果的だったという避難行動につながる情報公表の事例を政府として収集し、自治体の防災情報伝達に活用できるように検証することは有効な手段ではないかと考えますが、いかがでしょうか。○政府参考人（海堀安喜君） お答え申し上げます。

避難の実効性を向上させるためには、地域で行われる様々な事例を参考にすることは重要、たというふうに考えております。ワーキンググループにおきまして、今回、豪雨災害における住民の避難行動等について、岡山県、広島県、愛媛県で現地調査を実施したところでございます。例えば愛媛

県の大洲市では、災害の切迫性を伝えるために防災行政無線で避難せよといった強い命令口調で放送した事例、あるいは避難場所や避難ルートなどを事前に避難カードなどにあらかじめ書くことにより住民に配布し、それが実現した事例などが実際に聴取されております。

ワーキンググループでは、このような事例も参考に避難対策の強化について現在検討していただいております。それらの結果も踏まえまして今後対策を講じていきたいというふうに考えております。

○吉川沙織君 八月二日の当委員会での指摘踏まえまして、このワーキンググループの論点の一つとして掲げていただき、実際に前向きに議論していただいているということは、本当に住民の皆さんにいかに危機切迫しているということで行動に移してもらおうかという意味で大変重要なことだと思っております。是非引き続き見ていきたいと思っております。

市町村の防災体制にしても、非常用電源の在り方にしても、政府の情報公表にしても、これまで幾度も指摘を申し上げてまいりました。今般の災害、課題や事例を共有して今後の災害対策に資するためにも、各自自治体ではなく、各自自治体からの教訓を参考にして国としてしっかりとやっていく、その必要を申し上げまして、私の質問を終わります。

す。
ありがとうございました。